

告 示

埼玉県告示第六百四十三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、川島町から川島町の区域内において行われる川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和三年五月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 関係地域が所在する市町村

川島町、川越市、東松山市、坂戸市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

川島町まち整備課

川越市環境政策課

東松山市環境政策課

坂戸市環境政策課

ロ 期間

令和三年五月二十一日（金）から令和三年六月二十一日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）